

四日市ドーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第15号

四日市ドーム条例の一部を改正する条例

第1条 四日市ドーム条例（平成9年四日市市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用料金) 第6条 (略) 2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 ただし、特定設備及び備品器具については、 <u>37,800円以内</u> の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 (略)	(利用料金) 第6条 (略) 2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 ただし、特定設備及び備品器具については、 <u>36,750円以内</u> の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 (略)

第2条 四日市ドーム条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用料金) 第6条 (略) 2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 ただし、特定設備及び備品器具につい	(利用料金) 第6条 (略) 2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 ただし、特定設備及び備品器具につい

ては、38,500円以内の範囲内で
指定管理者があらかじめ市長の承認を
得て定める額とする。

3 (略)

ては、37,800円以内の範囲内で
指定管理者があらかじめ市長の承認を
得て定める額とする。

3 (略)

改正後

別表第1 (第6条関係)

アリーナ専用利用料金の上限額

種別		基本利用料金 (円)			
		午前 (午前 9時から正 午まで)	午後 (午後 1時から午 後4時30 分まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後9 時まで)	全日 (午前 9時から午 後9時まで)
アマ チュ アス ポー	入場料その他	<u>11,000</u>	<u>16,500</u>	<u>22,000</u>	<u>44,000</u>
	これに類する ものを徴しな い場合	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
ツに 使用 する 場合	入場料その他	<u>44,000</u>	<u>66,000</u>	<u>88,000</u>	<u>176,000</u>
	これに類する ものを徴しな い場合	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
そ の 他 の 催 し 物 に 使用 する 場合	式典、講演会	<u>55,000</u> <u>0円</u>	<u>82,500</u> <u>0円</u>	<u>110,000</u> <u>00円</u>	<u>220,000</u> <u>00円</u>
	展示会、見本 市等の使用に 類する場合	<u>110,000</u> <u>00円</u>	<u>165,000</u> <u>00円</u>	<u>220,000</u> <u>00円</u>	<u>440,000</u> <u>00円</u>
	音楽、芸能、 スポーツ等の プロ興行の使 用に類する場	<u>220,000</u> <u>00円</u>	<u>330,000</u> <u>00円</u>	<u>440,000</u> <u>00円</u>	<u>880,000</u> <u>00円</u>

	合				
備考 (略)					

改正前					
別表第1 (第6条関係)					
アリーナ専用利用料金の上限額					
種別		基本利用料金 (円)			
		午前 (午前 9時から正 午まで)	午後 (午後 1時から午 後4時30 分まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後9 時まで)	全日 (午前 9時から午 後9時まで)
アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場料その他	<u>10,80</u>	<u>16,20</u>	<u>21,60</u>	<u>43,20</u>
	これに類する ものを徴しな い場合	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
その 他の 催し 物に 使用 する 場合	入場料その他	<u>43,20</u>	<u>64,80</u>	<u>86,40</u>	<u>172,8</u>
	これに類する ものを徴しな い場合	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>
そ の 催 し 物 に 使 用 す る 場 合	式典、講演会	<u>54,00</u>	<u>81,00</u>	<u>108,0</u>	<u>216,0</u>
		<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	展示会、見本 市等の使用に 類する場合	<u>108,0</u>	<u>162,0</u>	<u>216,0</u>	<u>432,0</u>
		<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	音楽、芸能、 スポーツ等の プロ興行の使 用に類する場 合	<u>216,0</u>	<u>324,0</u>	<u>432,0</u>	<u>864,0</u>
		<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
備考 (略)					

改正後

別表第2（第6条関係）

アリーナの一般公開日における個人利用料金の上限額

区分	単位	金額	備考
小学生及び中学生が 使用する場合一般が 使用する場合	2時間以内	(略)	(略)
		<u>440円</u>	

備考 (略)

改正前

別表第2（第6条関係）

アリーナの一般公開日における個人利用料金の上限額

区分	単位	金額	備考
小学生及び中学生が 使用する場合一般が 使用する場合	2時間以内	(略)	(略)
		<u>430円</u>	

備考 (略)

改正後

別表第3（第6条関係）

会議室等利用料金の上限額

施設の名称	基本利用料金（円）			
	午前（午前 9時から正 午まで）	午後（午後 1時から午 後4時30 分まで）	夜間（午後 5時30分 から午後9 時まで）	全日（午 前9時か ら午後9 時まで）
大会議室	<u>2,420</u> 円	<u>3,190</u> 円	<u>4,840</u> 円	<u>8,030</u> 円
小会議室	<u>1,320</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>2,640</u> 円	<u>4,400</u> 円
練習室	<u>3,410</u>	<u>4,510</u>	<u>6,820</u>	<u>11,300</u>

	円	円	円	30円
準備室	<u>2,750</u> 円	<u>3,630</u> 円	<u>5,500</u> 円	<u>9,130</u> 円
控室 1	<u>1,320</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>2,640</u> 円	<u>4,400</u> 円
控室 2	<u>1,320</u> 円	<u>1,760</u> 円	<u>2,640</u> 円	<u>4,400</u> 円
備考 (略)				

改正前				
別表第 3 (第 6 条関係)				
会議室等利用料金の上限額				
施設の名称	基本利用料金 (円)			
	午前 (午前 9時から正 午まで)	午後 (午後 1時から午 後 4時30 分まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後9 時まで)	全日 (午 前9時か ら午後9 時まで)
大会議室	<u>2,380</u> 円	<u>3,130</u> 円	<u>4,750</u> 円	<u>7,880</u> 円
小会議室	<u>1,300</u> 円	<u>1,730</u> 円	<u>2,590</u> 円	<u>4,320</u> 円
練習室	<u>3,350</u> 円	<u>4,430</u> 円	<u>6,700</u> 円	<u>11,120</u> 円
準備室	<u>2,700</u> 円	<u>3,560</u> 円	<u>5,400</u> 円	<u>8,960</u> 円
控室 1	<u>1,300</u> 円	<u>1,730</u> 円	<u>2,590</u> 円	<u>4,320</u> 円
控室 2	<u>1,300</u> 円	<u>1,730</u> 円	<u>2,590</u> 円	<u>4,320</u> 円
備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の四日市ドーム条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市ドームの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市ドームの使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の四日市ドーム条例第6条第2項及び別表第1から別表第3までの規定は、平成31年10月1日以後に行う四日市ドームの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市ドームの使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)